

*
S
* 東京税財政研究センター
* 会 報
*
S

第61号

2008.6.2 発行
発行人 吉本 貢
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com



平成19年分所得税、贈与税の確定申告は、税務署の現場ではかつてない過酷なものとなったようだ。連日にわたる超過勤務、事務処理の大幅な遅れなど、期限後の事務処理では危機的な状態を生み出しました。3月25日時点でも申告書の審査（これが終らないと管理部門への回付ができない。期限は4月冒頭）未済件数が関信局N、U署では2万件、東京局でも同様でT署で1.5万件という状態。N署では管理部門への回付割合が50%で、急遽国税局員の応援体制をとりました。それも3月一杯の予定が4月までずれ込んだようです。K署では署長が非常事態宣言を発しました。

東京局の確定申告の概要是

提出枚数 5,746千件（対前年101.1%）

内還付 3,088千件（同4%増）

提出枚数の多い署

横浜中 149,833枚

東村山 143,975枚

松戸 139,741枚

となっています。

◆「初回来署型」が他事務圧迫

超繁忙となった理由に庶民増税による申告書枚数の増加は近年の傾向ですが、本年度は「E-Tax」の普及競争がそれに拍車をかけ、混乱を引き起こしました。

結果的に東京局の普及割合は12.4%、70万件。ちなみに18年度は1.4%、8万件ですからさまでいい成果（？）といえます。その中心になったのが本年度採用された「初回来署型申告」で、各署とも相談会場や職員の配置をこれを優先的にシフトして対応しました。そのためさまざまな問題を残しています。

要員配置では、内部事務要員が不足して事務処理が停滞しました。また、自書作成会場（ハイカウンター）の要員が手薄になりました。また、パソコン一台に要員が張り付いて指導するため、30分から3時間以上掛かる事例もあり、一般相談との著しいサービス格差が生じています。

さらに、普及率ノルマのために深刻な問題も起きています。リピーターをなくすための施策のはずが職員のパソコン代打ちで、現場では「次回来署型」「永久来署型」などと揶揄されています。また、名古屋局S署では、年齢に関係なく来署者を強引に「次回来署型コーナー」に押し込んだため、区役所へ苦情が持ち込まれ新聞沙汰になりました。さらに深刻な状況もあります。納税者が紙で提出した申告書を税務署が勝手にE-Taxに入力したという署が複数署現れ、東京国税局は実情把握に乗り出したといいます。その後の国税庁の調査では大阪、広島、熊本局でも同様の問題が把握された模様です。犯罪行為にもなりかねないことから国税庁幹部が激怒したという話も伝わっています。

事務処理でもE-Taxは厄介者です。国税庁から回付されるデータをKSKシステムにドッキングする処理ではことごとくエラーデータになり、この補正作業に大変な労力を投下しています。また、添付書類との合体（初回来署型）などにも相当の手間がかかります。そのため他の申告書の処理事務を大きく圧迫しています。

❖ 納税者の人権は？ =巡回指導

巡回指導型申告相談会場は、納税者、職員どちらにも好評のタッチパネルはほとんどが撤去され、納税者の長居を避けるために、立っぱなしで申告書作成するハイカウンター方式をほとんどの署で実施。周辺署のM署ではビルの地下会場で立錐の余地もない飽和状態で行われていました。また、順番待ちの納税者は階段の下や踊り場に立っぱなしの長蛇の列。E-Tax コーナーとのサービス格差は今後問題となる可能性があります。当然のように「老人をたたせたままやらせるのか」など苦情も寄せられています。税務署の事務効率のためだけに納税者に強いているこのような状態は、納税者の人権をないがしろにしているといわれても過言ではありません。

❖ 不透明な事後処理事務

事後処理の注目される問題は、税源移譲による税率改正についての誤りがある申告書の処理です。過大に申告された分についての還付手続きをどうするのかですが、現状では住民税と二重課税になっている部分の全件減額更正処理は行わない模様で、一定額以下は納税者からの更正の請求待ちとする模様です。

また、E-Tax 申告分の添付書類省略に掛かる分の審理事務ですがまだ正式な方針は示されていません。が、概ね 3 分の 1 の対象者に郵送による提出を求めてチェックするという方向のようです。しかし、これについても相当の苦情や応じない者（いわゆる「来れば見せる」）が出ることも予想され、どこまで後始末ができるか（内部事務の未済が増加している）など不透明な問題を抱えています。

「適正化」・機構改革・コスト削減へ

4/24～25 国税局長会議開く

❖ 最適化計画の改定

各府省の情報システムの新たな構築・改修等は、「最適化計画」等の適切な整備計画に基づくことが必要とされている。

今年度における最適化計画の改定（案）の内容として、新規に盛り込むこととしている施策は、所得税確定申告書第二表のイメージデータ化、法人税確定申告書等の OCR 用紙のモノクロ対応、e-Tax 保有データの統計事務への活用をあげている。納税者利便をうたいインターネットバンキングを経由しない電子的な納付手続を実現する。調査事務の高度化に係る土地等譲渡所得及び株式譲渡所得に係るシステムを整備する。e-Tax 機器の再編成・統合により経費を削減する、としている。

❖ 内部事務の一元化の実施

平成 21 年頃の全署実施に向けて「計画的な事務処理の確立」「一元化内部事務の標準化・共通化の推進」等を目的として試行を行っていく。全署実施に向けたレイアウト等運営方法についても整理していく。加えて KSK システムの修正（開発）及び新たな事務運営方針の策定、一元化担当部署の機構要求などに向けた作業を進めていくこ

ととしている。

局事務局及び関係各課において、厳正・的確な事務処理の確保に特段の配意が必要である、と付記している。

❖ 平成 19 年分確定申告の評価

自書申告の定着に向け、巡回指導を原則とした集合方式による申告相談体制を構築できたものと考えているが、相談要員を多数配置して相談事務の効率化につながっていない署や来署者数に応じた運営が行われず内部事務が遅れた署も散見される。

作成コーナーを利用した納税者からは e-Tax に必要な電子証明書やカードリーダーが取得しづらい、e-Tax への直接送信機能を利用するための初期設定等の事前準備作業が難しい、ヘルプデスクがつながりにくいといった意見あり検討の必要がある。

無料相談、年金説明会及び電話相談の集中化などの確定申告期の税理士業務を含む施策については、税理士会の協力が不可欠であることから、それぞれの施策が円滑に実施できるよう、実施規模や実施方法などについて検討・協議していく必要がある。

e-Tax、これまでの利用状況（平成 19 年度）は

577万件と大幅に増加した。

❖ 税務相談の見直し・今後の対応

税理士等からの一般相談については原則受理しない。全国に電話相談センターを設置し一般相談を集中的に受理する体制とする。全署では個別照会のみに対応する方向とし実名・予約制を採用。

既に拡大を了している局においても、電話相談センターにおける電話相談の受理を踏まえ、今後の広報及びコールフロー等について検討する必要がある。主計局より電話相談センターの配置人員の最適化等を図るよう指摘されている。

❖ 調査部当面の課題

e-Tax の普及、調査事務の充実、内部事務の効率化、審理事務の充実、事務管理の徹底について重点的に取り組んできた。

調査体制の在り方について、納税者のコンプライアンスを高めていく上で局署の機構や所掌は適切なものになっているか、署の調査部門の活性化が發揮されているか、調査力ある人材を育成していくにふさわしい体制になっているか、検討を進めてきたところである。

とくに「署一般調査部門」は体制の見直しを含めて強化する。

本事務年度中を目途に関係通達の改正等を行うとともに来事務年度から実施（試行を含む）する。試行を通じた検証等を着実に行いつつ、平成 22 年度を目指して概ね見直し後の調査体制への移行を図る。

❖ 徴収部 当面の課題

国庫金詐取事件の発覚を踏まえ、不正行為の未然防止等を強化するための施策を追加する。

消費税滞納の滞納残高は新規発生滞納が増加する一方、整理済額は大幅に減少しており極めて厳しい状況にある。また、消費税の滞納全体に占めるウエイトも高まっている。

法律知識を活用した質的整理を行うなど整理促進を図っていく必要がある。

❖ 不服審判所の現状

平成 19 会計年度の審査請求事件の発生件数は 2,673 件（前年同期比 110.3 %）、前年より 259 件増加している。

主税目別にみると法人税（等）、消費税（等）が前年より増加している。

全国初

京都府・市町村税

「賦課・徴収一元化」にはしる

京都府税務共同化推進計画について
の京都府職労の見解です。

一元化の目的ですが推進委員会は三点掲げています。第一に、府・市町村を通じて適正な課税確実な徴収をすすめ、公平公正な税務行政を確立すること。これは要するに不十分な執行体制の市町村をなくし、きっちりと課税し、徴収しようということでしょう。第二は、府民の視点から簡素で一元化された税組織、業務体系を構築すること。これは、不動産取得税と固定資産税、法人府民税と法人市民税など課税業務が重複している、督促や催告も府や市から来るのではなく一本になれば、無駄が省け便利だという考え方です。第三は地方分権の推進に向けて自主財源を確保し、さらに税源移譲に応えうる税務執行体制を構築すること。平成 19 年度所得税から住民税へ 3 兆円の移譲がおこなわれました。京都府にとってみると 416 億円、府下市町村で 167 億円が移譲されたものとなっています。しかし、これはすべてが納付されて初めて財源的には移譲といえる。所得税は申告納付ですが、住民税は賦課方式であり、しかも前年度所得に対する課税ですから、大変です。しかも移譲部分は所得の中堅から低い人が中心ですから、しっかりとした執行体制が必要と考えているわけです。そのための能力を持った受け皿として広域連合を作るべきだというのはその範囲で論理的必然なのでしょう。今、道州制問題でも、都道府県業務も実施できる受け皿としての基礎的自治体を作る、そして国の業務を受け入れる能力を持った受け皿としての道州制などの議論も盛んですが、私にはダブって見えています。

さて、それでは広域連合による一元化について問題点はないのでしょうか。地方自治の観点からみたときにどうでしょう。自治体は、憲法第 92 条（地方自治の本旨）、地方自治法第 223 条、地方税法第 2 条および第 20 条の 3 によりそれぞれ賦課徴収権を持ち、独立し、対等の関係であることがさだめられています。

問題点の第一は、自治体の課税自主権を弱めることにならないかということです。自治体は、超

過課税、不均一課税、課税免除、法定外地方税制定権など権限を持っていますが、業務の標準化の要請のもと、自粛を余儀なくされるのではないか。第二は「自治体が額に汗して徴収することの重要性」が言られてきたわけですが、それは、税務行政を通じて行政サイドの財政規律の確保（無駄を省く）、当該自治体職員としての意識の向上、成長、誇りの確保、住民の納税意識向上や行政監視意識向上（住民の自治意識の向上）が期待されていたわけです。第三に、格差、貧困の問題が焦点になってきている時に、税務行政が他の行政から切り離されて良いのかということです。納税折衝のなかですぐに生活保護課に連れて行くなどの行政の連携、多重債務者救済でも「各徴収部署で債務者を発見した場合、相談窓口に直接連絡して誘導する」（政府の「多重債務問題改善プログラム」から）などの、貧困問題に対応する重要な窓口が失われるのではないかということです。ある弁護士の論文には国保料（税）3年の滞納があれば、そのうちの7割は多重債務者の可能性が強いと書かれています。

もう一つの問題は税務行政の民間委託問題です。推進委員会は「集約化、民間委託等により徴収担当3割減、管理2割減」をうなだしています。「差押え、捜索も含めすべての業務を民間に」が日本経団連の要求ですし、自治体側からもそこまで委託したらよいと言っているところもあります。こうした状況のもとで民間委託についてはしっかりと議論が求められます。

今後京都自治労連段階で取り組みがすすめられますが、「憲法・地方自治擁護と拡充の視点」「住民の福祉の向上を目的とする地方自治体行政の一環としての税務行政の視点」から議論を進めていきたいと思います。

名も知らぬ／遠き島より／流れつく／柳子の実一つ……御存知藤村の詩の一節です
が▼柳田国男が後にこう記している。伊良湖崎の海岸を散歩すると、柳子の実が
流れて来るのを見つけることがある。南の海の果てから流れて来る。一つは壊れて
流れて来たが、一つの方はそのまま完全な姿で流れついて来た。東京へ帰つて
から、帰つて来るなり直ぐ私は藤村にその話をした。そしたら藤村が「君その話を
僕にくれよ、誰にもいわづくれさえ」ということになった。するとそれが非常に吟じ易い歌になつて人の口の端に上るというようになってしまった▼
それをとりて胸にあつれば一などという柳子の実の歌ができたのか。全くフィクションによるもので、真相はこんな風のものであった、何にしてもこれは古い話である▼先日こんな記事が目についた。旦く民党の幹事長伊吹文明氏。こうも言つてい
る「国民の年貢をもう少し増やすというのはごく当たり前のことだ」話しているのは自
己の実の歌ができたのか。全くフィクションによるもので、真相はこんな風のものであ
った。何にしてもこれは古い話である▼先日こんな記事が目についた。旦く民党の幹事長伊吹文明氏。こうも言つてい
る「いまのお殿様は国民なのだから、國民が使っているものにたいして年貢が追
えでのお話ですか。柳子の実のようにま
た聞きではないのですか。定率減税分廃止による原資を大企業減税にまわしてい
るようなことはありませんか。

お知らせ

アウトソーシングを語る

6月28日（土）13時開会

〈会場〉センター事務所

講師に関本秀治さんをお願いしています。

一般参加を歓迎します。

研究部主催

米国税務行政視察

= 報告会 =

日 時 8月2日（土）

13時開会

会 場 全労連会館（3F）

新入会員紹介

※会員

・菊岡 時良

住 所 奈良市二名4-1331

事務所 大阪市中央区島之内1-8-12

徳銀相産ビル11・12階 税理士法人 潮

第15回総会（予告）

日 時 8月18日（月）

13時開会

会 場 全労連会館

ザ・コラム

名も知らぬ／遠き島より／流れつく／柳子の実一つ……御存知藤村の詩の一節です
が▼柳田国男が後にこう記している。伊良湖崎の海岸を散歩すると、柳子の実が
流れて来るのを見つけることがある。南の海の果てから流れて来る。一つは壊れ
て流れて来たが、一つの方はそのまま完全な姿で流れついて来た。東京へ帰つて
から、帰つて来るなり直ぐ私は藤村にその話をした。そしたら藤村が「君その話を
僕にくれよ、誰にもいわづくれさえ」ということになった。するとそれが非常に吟じ易い歌になつて人の口の端に上るというようになってしまった▼
それをとりて胸にあつれば一などという柳子の実の歌ができたのか。全くフィクションによるもので、真相はこんな風のものであ
った。何にしてもこれは古い話である▼先日こんな記事が目についた。旦く民党の幹事長伊吹文明氏。こうも言つてい
る「いまのお殿様は国民なのだから、國民が使っているものにたいして年貢が追
えでのお話ですか。柳子の実のようにま
た聞きではないのですか。定率減税分廃止による原資を大企業減税にまわしてい
るようなことはありませんか。